

第6編 商工・観光

商・工業

本区は、23区のはば中央に位置し、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業が集中した経済の中心地区である。

大企業の本社なども多い反面、大部分は中小企業によっ

て構成され、その振興は本区の重要な施策となっている。区では各種振興事業を行い、中小企業をはじめ区内商工業の一層の発展を図っている。

区内商業の現状

区内産業分類別事業所数・従業者数など

(1) 卸売業・小売業 (令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数	23区の事業所比率
		人	%
各種商品卸売業	27	619	13.6
繊維・衣服等卸売業	896	17,001	17.5
飲食物品卸売業	1,238	24,126	16.9
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,246	34,543	13.4
機械器具卸売業	1,154	36,400	9.3
その他の卸売業	1,314	37,607	10.4
卸売業小計	5,876	150,617	12.5
各種商品小売業	17	5,949	8.5
織物・衣服・身の回り品小売業	754	7,325	6.5
飲食物品小売業	908	10,750	4.5
機械器具小売業	119	1,703	2.1
その他の小売業	1,251	11,594	5.3
無店舗小売業	351	6,143	7.1
小売業小計	3,400	43,464	5.1
合 計	9,276	194,081	8.2

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局
◎卸売業の小計には回答不備などで各項目に分類できなかった事業所数、従業者数を含む。

(2) 飲食店 (令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数	23区の事業所比率
		人	%
管理、補助的経済活動を行う事業所	78	2,054	14.4
食堂、レストラン(専門料理店を除く)	158	2,657	5.4
専門料理店	1,592	15,545	7.8
そば・うどん店	179	1,465	6.4
すし店	262	2,103	11.4
酒場、ビヤホール	711	7,693	5.9
バー、キャバレー、ナイトクラブ	788	4,589	12.3
喫茶店	313	3,059	6.3
その他の飲食店	114	2,552	5.9
合 計	4,195	41,717	7.7

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局

区内工業の現状

区内産業中分類別事業所数・従業者数など
(令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数 (※)送出者 を除く	製造品 出荷額等	23区の 事業所比率
		人	万円	%
食料品製造業	29	655	1,091,013	5.2
飲料・たばこ・ 飼料製造業	2	4	x	6.5
繊維工業	15	63	118,138	2.8
木材・木製品製造 業(家具を除く)	2	3	x	2.7
家具・装備品製造業	4	48	443,727	1.5
パルプ・紙・紙 加工品製造業	9	98	114,544	2.0
印刷・同関連業	147	2,030	4,155,689	6.1
化学工業	5	18	40,677	2.5
プラスチック製品製 造業(別掲を除く)	6	35	82,176	0.9
ゴム製品製造業	2	4	x	1.0
窯業・土石製品製造業	1	13	x	0.6
金属製品製造業	5	25	135,777	0.3
はん用機械器具製造業	1	3	x	0.2
生産用機械器具製造業	3	17	34,817	0.3
業務用機械器具製造業	6	123	747,080	1.2
電子部品・デバイ ス・電子回路製造業	2	85	x	1.1
電気機械器具製造業	4	30	56,114	0.8
情報通信機械器具製造業	1	9	x	1.3
輸送用機械器具製造業	1	14	x	0.5
その他の製造業	18	298	374,380	2.1
総 数	263	3,575	7,549,754	2.2

(※) 送出者 … 他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人

資料 「令和3年経済センサス-活動調査報告(産業別集計
東京の製造業)」東京都総務局

◎「令和3年経済センサス-活動調査」の製造業について
東京都が集計、編集したものである。

◎ x は秘匿数値である。

従業者規模別事業所数
(令和3年6月1日現在)

従業者規模	事業所数	従業者規模	事業所数
1～3人	104	100～199人	2
4～9人	88	200～299人	—
10～19人	31	300～499人	2
20～29人	15	500～999人	—
30～49人	9	1,000人以上	—
50～99人	12	総 数	263

資料 「令和3年経済センサス-活動調査報告(産業別集計
東京の製造業)」東京都総務局

観 商
光 工

区内事業所の現状

産業大分類別事業所数および従業者数

(令和3年6月1日現在)

区 分	事 業 所 数										従 業 者 数					
	従業者規模別								総数	地域別			23区比較			
	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ		京橋	日本橋	月島	23区 総数	比率		
産業分類	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ	総数	京橋	日本橋	月島	23区 総数	比率	23区 総数	比率
農林漁業	5	1	5	1	2	1	1	3	19	8	10	1	308	6.2	2,705	15.2
	-	1	1	-	-	-	-	1	3	-	3	-	47	6.4	22	1.4
建設業	318	216	164	80	76	69	70	5	998	416	517	65	29,286	3.4	38,160	9.4
製造業	596	256	169	75	61	62	50	17	1,286	598	633	55	32,281	4.0	30,671	7.3
電気・ガス・熱供給・水道業	25	15	6	2	7	4	6	7	72	36	28	8	815	8.8	6,259	20.3
情報通信業	718	450	435	192	220	183	190	30	2,418	1,272	1,035	110	25,914	9.3	105,874	10.2
運輸業、郵便業	230	168	171	61	50	40	36	13	769	339	348	82	11,075	6.9	21,218	5.5
卸売業、小売業	3,650	2,224	1,597	551	482	369	328	75	9,276	4,324	4,530	422	113,694	8.2	194,081	11.6
金融業、保険業	351	187	219	142	133	93	89	130	1,344	499	812	33	10,347	13.0	54,354	13.6
不動産業、物品賃貸業	1,758	522	218	63	80	49	47	47	2,784	1,398	1,193	193	52,510	5.3	34,147	9.7
学術研究、専門・技術サービス業	2,621	792	430	152	140	106	75	44	4,360	2,274	1,901	185	44,101	9.9	48,690	8.6
宿泊業、飲食サービス業	1,961	1,249	772	279	136	47	29	24	4,497	2,744	1,400	353	61,195	7.3	48,795	8.2
生活関連サービス業、娯楽業	692	289	174	63	37	26	25	19	1,325	840	376	109	32,977	4.0	19,532	7.6
教育、学習支援業	273	84	58	16	14	10	8	7	470	234	154	82	13,998	3.4	8,795	3.1
医療、福祉	585	421	233	95	63	41	30	22	1,490	755	547	188	38,243	3.9	26,777	4.2
複合サービス事業	8	23	22	1	3	-	1	-	58	19	31	8	1,187	4.9	1,109	5.0
サービス業（他に分類されないもの）	1,291	503	376	157	146	152	204	128	2,957	1,455	1,378	124	35,721	8.3	132,244	12.7
合 計	15,082	7,401	5,050	1,930	1,650	1,252	1,189	572	34,126	17,211	14,896	2,018	503,699	6.8	771,139	9.5

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局
◎事業所総数には、回答不備などで地域を特定できない事業所数を含む。

商店街振興事業

商店街美化促進事業補助

個性と魅力を持つ活力ある地域商店街づくりを積極的に支援するため、商店街が自ら整備を行った歩道・街路灯・無料公衆無線 LAN などの維持管理に対し、その費用の一部を補助している。

商店街支援事業補助

商店街振興を図るとともに、各商店の経営の安定と地域経済の活性化に寄与することを目的として、商店街などが行う事業に対し補助を行っている。

補助対象事業

イベント事業、活性化事業、組織力強化事業、ビジョン実現事業、地域協力事業、小額支援事業

区内共通買物・食事券事業

消費を刺激し、地域経済の活性化につなげるため、大規模小売店舗を除く区内中小小売店・サービス業（区に登録した店舗）で使用できるプレミアム付区内共通買物・食事券を発行している。

令和8年度は、物価高騰の影響が長引く中、区内経済のさらなる活性化を図るため、大規模小売店舗も対象とした「区内共通買物・食事券（ハッピー買物券）」を過去最大規模で発行した令和7年度と同規模で発行した。

販売額 1冊12,500円（500円券25枚つづり）分の買物券を10,000円で販売（25%のプレミアム率）。

発行総額 30億円

また、区内共通買物・食事券を新生児誕生祝品、敬老祝品、エコ環境特典品、健康ポイント景品用および区民の生活支援などのため配布する生活応援買物券としても活用している。

産業振興事業

産業高度化支援事業

情報化の進展に対する区内中小企業の対応力を高めるため、工業団体自らが行う DTP（デスクトップ・プリプレス）をはじめとする情報技術の研修などについて、その費用の一部を助成している。

中小企業技術者高度研修助成

中小企業の技術者が、より高度な技術を習得する目的で専門機関などによる研修を受講する際、その費用の一部を助成している。

工業事業主・従業員宿泊研修

中央区工業団体連合会は、区内中小企業事業主・従業員を対象に企業経営の実情について見聞を広め、経営の参考とするため、工場見学などを行っている。

中央区産業文化展（へそ展）

本区における産業活動について、その歴史的な歩み、現

状、未来への展望などを広く紹介し、区内産業の振興・発展に寄与するとともに、青少年に対する「地域産業教育」に役立てている（隔年実施）。

ランチセミナー

中央区工業団体連合会の会員などを対象に、政治・経済、歴史・文化などの講義を行うランチセミナーを支援している。

商工講座

1 決算指導講習会

中小企業の事業主を対象に記帳指導や決算書の作成指導を通じ、適正な申告を指導している。

京橋税務署管内では、令和8年2月16日～3月16日の20日間、第一京橋経理指導所で開催し、延べ320人が参加した。

2 経営セミナー

商工業経営者および幹部従業員に対し、経営管理上の専門知識と基礎的教養を高めるため、東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会と共催で令和7年4月から令和8年2月まで10回開催し、延べ340人が参加した。

3 労働講座

中小企業経営者や労働担当者などを対象に、労働法に関する基礎的知識を高めるため、東京都労働相談情報センターと共催で令和7年11月28日および同年12月5日、区役所8階大会議室で開催し、延べ102人が参加した。

中小企業工業関係者表彰

中央区工業団体連合会との共催により、長年にわたり本区工業の振興に貢献した工業関係事業主・従業員の表彰を行っている（隔年実施）。

1 事業主表彰

区内において工業関係同一業種を20年以上経営し、本区工業の発展に貢献した事業主

2 優良従業員等表彰

区内工業関係企業および工業団体事務局に10年以上または20年以上勤務し成績優秀な従業員など

商工業振興事業ガイドブックの発行

区内中小企業の事業発展の一助として、区および都・国などにおける産業振興に関する情報を的確に提供するため、商工業振興事業ガイドブックを3年おきに発行している。

起業家塾の開催

区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方および区内で創業後5年未満の方を対象に、起業に必要な基本知識または経営力を高める実践的な知識を習得するための講習を実施している。

創業支援等事業

区内で創業する事業者を支援するため、区内の創業支援事業者と連携し、創業に関連する施策を創業支援等事業計画として整理の上、創業支援に向けた取り組みを実施して

いる。

情報化支援事業

商工業の振興や経営の近代化を図るため、区内中小企業などで組織する商工団体および中小企業が行うホームページ開設など情報化事業の経費の一部を助成している。

ホームページ作成セミナー

情報技術（IT）の進展に伴い、インターネットを活用した企業 PR や商取引が中小企業経営にとってますます重要となっている。そこで、ホームページを自ら作成し運用できる人材を育成するため、中小企業事業主および従業員を対象に商用 Web 構築の基礎知識を習得するホームページ作成セミナーを行い、中小企業の活性化を支援している。

中小企業販路拡大支援

新たな顧客の獲得により販路の拡大を目指す区内中小企業および区内中小企業などで組織する商工団体を支援するため、展示会などへの出展経費の一部を補助している。

経営セーフティ共済加入補助

社会経済状況の変動などによる不測の事態が生じた際の連鎖倒産の防止と、経営の安定化を図るため、区内中小企業が倒産防止共済契約を締結した際に納付した掛け金の一部を助成している。

求人説明会

雇用対策促進のため、区内の企業、事業所に対し、ハローワーク飯田橋と共催で求人申し込みに係る手続きなどの説明会を行っている。

若年者合同就職面接会

若年者と求人希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供している。

職業相談・就職ミニ面接会

職業相談および就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図っている。

未就職学卒者等の就労支援事業

就職氷河期世代などの正規雇用を目指す求職者（区民優先）を対象に、人材派遣会社などにおいて、セミナーやキャリアコンサルティングを通して就労支援を行っている。また、区内中小企業との合同企業説明会などを実施し、正規雇用への支援を行うとともに、区内中小企業の労働力確保を支援している。

商工業観光事業等振興補助

「中央区商工業観光事業等振興補助金交付規程」に基づき、団体の実施する事業に対して補助を行っている。

店舗・工場等小規模再開発促進

地域生活関連型商業・サービス業および地場産業などの店舗や工場を存続させ、その発展を図るため、店舗などの

改築や小規模な再開発を計画している商工業者が単独または共同して一定規模以上の住宅との併設による建設を行う場合、融資あっせんおよび利子補給を行っている（融資あっせんについては、152頁商工業融資参照）。

中央区内景気動向調査

経済活動の現場で働く方を景気ウォッチャー（調査協力員）として委嘱し、それぞれの仕事を通じた景気判断を報告してもらい、この報告を基に区内の景気動向を把握している。

ビジネス交流フェア

区内中小企業の業種を超えた交流および商取引の拡大を目的に、展示会および商談会を組み合わせたビジネス交流フェアを実施している。

日本橋問屋街活性化事業支援

日本橋問屋街の再生と活性化のため、日本橋問屋街活性化委員会が行う活性化事業の経費の一部を助成している。

問屋街産業支援施設「YY パーク」

日本橋問屋街地域の産業を支援し、地域の活性化を図ることを目的に、タワー型立体駐車場を備えた問屋街産業支援施設を設置している。

所在地 日本橋横山町 6 - 15

☎ (3669) 0858

施設内容 タワー型立体駐車場（収容台数32台）
自転車、カート、コインロッカーの貸し出し
待合・待機スペース

利用時間 午前7時～午後6時

利用料金 駐車場 30分250円
1日6時間以上の利用は一律3,000円
自転車、カート、コインロッカー 無料

休業日 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

伝統工芸品産業の支援

伝統工芸品や伝統工芸に携わる職人、その技術などを紹介する記事を作成し、区公式ホームページに掲載することで本区の伝統工芸の魅力を発信している。

観光事業

観光商業まつり

歴史と伝統を誇る本区商業を広く内外に宣伝紹介するとともに、顧客サービスと商業意欲の向上を図り、併せて観光客の誘致を促進するため、商店街や百貨店等商業施設などにより観光商業まつり実行委員会を組織し実施している。

令和8年度は、中央区制施行80周年を記念したイベントを実施する。

時期 10月～11月

主な取組 統一装飾、プレゼントキャンペーン、ハロウィンイベント、味と匠の大中央区展など

観光案内標識の設置

本区を訪れる国内外の来訪者が、快適かつ安心して区内観光を楽しめるように、国や都および区の多言語表記の指針に基づき、英語、韓国語、中国語およびピクトグラムを併記した観光案内標識を設置している。

設置数 34カ所

無料公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）サービスの提供

訪日外国人などの受け入れ環境の充実のため、他自治体が提供するサービスとの相互認証機能を持った、無料公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）サービスを提供している。

アクセスポイント設置場所 中央区観光情報センター
(地下1階、1階)

区内観光案内標識 12カ所

江戸バス 10台

おもてなしロード 3カ所

令和8年度は、おもてなしロード（銀座エリア内）のフリーWi-Fiの送波状況が弱い場所16カ所に新たに整備する。

観光拠点（観光情報センター）の運営

多言語による観光案内や地域の観光情報を集約・発信する機能を備えた、本区の観光情報提供の拠点となる施設を運営している。

所在地 京橋2-2-1

京橋エドグラン 地下1階・1階

主な提供サービス 多言語（日本語・英語・中国語）による対面案内、フリーWi-Fi、情報検索端末の設置、地域との連携による観光情報の集約および共有、多言語対応 Web サイトによる情報発信

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 原則無休 ※ビルの全館休館日などを除く

令和8年度は、観光情報センターが開設10周年を迎えるに当たり、本区の特徴・魅力の発信を充実させるため、展示物や和文化体験コーナーのリニューアルを行うとともに、江戸以来培われてきた区の魅力と未来の姿を体験できる新コンテンツを導入する。

地域観光案内施設に対する補助

本区を訪れる外国人旅行者に対し、観光情報センターで集約した情報を区内のさまざまな場所で提供するため、特に外国人旅行者が多く訪れる地域において、地域団体が多言語による観光案内を行う事業に対し補助を行っている。

対象施設 「G Info」銀座5-2-1 GinzaNovo1階

「日本橋観光案内所」日本橋1-1-1地先

「ぶらっと築地」築地4-16-2 千社額棟1階

舟運活性化事業

観光客が特に多く訪れる日本橋船着場の利便性の向上を図るため、デジタルサイネージを活用し、舟運情報の集約および発信を行うとともに、地域のにぎわいを維持するための観光情報を発信する。

アンテナショップ連携推進協議会

区内アンテナショップと本区が相互に連携を図り、本区から積極的に情報発信を行うことで、まちのにぎわいづくりとアンテナショップの認知度アップを含めた各県のPRや観光施策の充実に資することを目的に、アンテナショップ連携推進協議会を設置しており、区内アンテナショップをめぐるスタンプラリーを年1回実施している。

時期 10月

観光プロモーション映像

国内はもとより世界に向けて本区の多彩な魅力を積極的に発信し、訪問先としての本区に対する興味喚起を図るため、観光プロモーション映像を制作した。中央区公式YouTubeチャンネルで公開している他、Webサイトへの掲載、観光情報センターでの放映などを行っている。

多言語対応 4カ国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）

観光おもてなしスタッフ

中央区観光協会では、観光客に本区の魅力を紹介し、安心・快適に回遊してもらうための取り組みとして、観光おもてなしスタッフ制度を運用している。

種別 日本語観光ガイド、外国語観光ガイド、外国語観光通訳サポーター

活動内容 まち歩きなどの観光ガイド、通訳サポート、観光案内所などでの観光情報の提供・案内など

観光振興戦略事業の展開

観光振興戦略のコンセプトである「ほんもの」を「楽しむ」まちづくりに向け、効果的な各種観光事業を推進するため、中央区観光協会が行う観光振興戦略事業を支援している。

中央区観光検定

中央区観光協会では、本区の魅力を区内外の方々に再認識してもらい、「中央区ファン」になってもらうことを目的に、区内の観光スポットや文化財・歴史などを題材とした「中央区観光検定」を実施している。検定に上位合格し希望された方を中央区観光協会特派員として任命する。また検定の合格者で希望する方は、講習の受講を条件に観光おもてなしスタッフに登録できる。

中央区観光協会特派員

中央区観光協会が任命する中央区観光協会特派員は、区内の歴史・文化・史跡・名所・グルメ情報などを取材し、「特派員ブログ」で広く発信するとともに、中央エフエムの観光協会特派員の「大好き中央区」にゲスト出演し、本区の魅力をアピールしている。

また、「まるごとミュージアム」の巡回バスのバスガイドとしても活躍している。

特派員ブログ <https://tokuhain.chuo-kanko.or.jp>

観光情報提供事業

中央区観光協会では、区内の観光資源を紹介するための Web サイトを開設している。区内史跡・神社・寺院・店舗・企業などを目的別に検索できる「スポット紹介ページ」、中央区観光協会特派員が区内のさまざまな情報を取材し配信する「特派員ブログ」や SNS を活用するなど、内容と発信方法を工夫しながら観光情報を提供している。

また、区内の魅力を紹介した観光プロモーション映像や観光写真コンクール入賞作品画像を中央区観光協会 Web サイトで公開・貸し出しを行う他、観光情報センターのポータルサイトとも連携を図り、より深く、よりの確に区内観光事業やスポットが分かるよう情報配信を行っている。

中央区観光協会ホームページアドレス

<https://www.chuo-kanko.or.jp/>

中央区観光ガイドマップの発行

中央区観光協会では、本区を訪れる国内外の来訪者に対し、区内の観光名所などを紹介する観光ガイドマップ（日本語版、英語版、韓国語版、中国語（簡体字・繁体字）版）を配布している。また、本区が発祥地である、ものづくり・食・歴史文化などをまとめた「はじめて物語マップ」については、Google マイマップ機能を活用し、Web 上やタブレット端末などで検索・閲覧できるようにするとともに、「エリア別ガイドマップ」にも一部スポットの紹介と二次元コードを掲載している。

わくわくツアー

中央区観光協会では、中央区文化財サポーターによる地域ごとに歴史スポットや名所・旧跡を巡る「文化コース」、中央区観光協会観光おもてなしスタッフによる区内の老舗・名店や企業などの歴史や魅力などを楽しみながら巡る「産業コース」、名所・旧跡と老舗・名店や企業などを組み合わせまち歩きする「まち歩き産業コース」のツアーを実施し、広く中央区の観光スポットを紹介している。

また、本物を知る「江戸まち歩き」と題し新たな観光ルートを地元の団体や企業、他区と連携し、広域コースの創出や、旅行会社などに販売してもらえ観光素材を開発している。

観光写真コンクール

本区の特徴ある観光資源を題材とした写真の募集を行い、区内への集客を目的として、中央区観光協会が観光写真コンクールを実施し、区の魅力を広く紹介している。また、選定された作品は画像の貸し出しおよびポストカードの作成に活用している。

オリジナルポストカード・オリジナルグッズの販売

中央区観光協会では、観光写真コンクールの入賞作品などを活用した「オリジナルポストカード」、区内の町名をデザインした「ふろしき」や「和小物」、江戸文字を用いた「ぼち袋」、江戸組紐でつないだ「東京くみひも拍子木」

を販売するなど、中央区の魅力や伝統工芸を PR している。

中央区推奨土産品

中央区観光協会では、魅力ある商品の普及や利便性の向上を図り、販売促進と新規顧客の獲得につなげ、今後中央区へ訪れる契機とするため、中央区を代表する土産品として 3 年ごとに中央区推奨土産品「Central Tokyo Premium Selection」を選定している。なお、認定された商品の事業者には認定証とロゴマークを交付し PR を図っている。

令和 8 年度は、3 回目の選定を実施する。

市場橋駐車場の運営

中央区観光協会が運営し、観光バスの予約を Web サイトで 24 時間受け付けている。

午前 9 時～午後 5 時 区内への観光用バス専用駐車場

商工相談・診断

商工相談

中小企業の振興と経営の安定を目的として専門の相談員を配置し、金融、税務、経理など経営全般にわたる商工相談を行っている。

相談件数（令和 7 年度）2,164 件

なお、中小企業診断士を派遣し相談に対応する出張経営相談も実施している。

他の機関の相談・指導・診断窓口

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 東京商工会議所中央支部 | ☎ (3538) 1811 |
| 2 東京商工会議所中小企業相談センター | ☎ (3283) 7700 |
| 3 中小企業庁広報相談室 | ☎ (3501) 4667 |
| 4 (公財)東京都中小企業振興公社総合支援課 | ☎ (3251) 7881 |
| 5 中小機構 関東本部企業支援課（経営相談） | ☎ (5470) 1620 |
| 6 東京都知的財産総合センター | ☎ (3832) 3656 |

商工業融資

本区では、商工業振興施策の一つとして、経営の合理化および設備の近代化の促進を図るため、区内中小企業を対象に指定金融機関を通じて融資を行う「あっせん融資制度」を設けている。

指定金融機関（指定金融機関は 155 頁）は東京信用保証協会の保証を付けた上で区の定める条件で融資を行っている。

また、利子補給制度および信用保証料補助制度を設け利用者の負担軽減を図っている。

平成 19 年度から町会等加入事業所ならびに区、町会・自治会、防災区民組織と災害時支援協定を締結している事業所に対し負担利率の優遇制度を実施するとともに、平成 20 年度からは高齢者雇用の促進に貢献している事業所、さらに平成 21 年度からは消防団協力事業所、ワーク・ライフ・バランス認定企業、中央エコアクト取組事業所（ブロンズランク以上が付与された事業所）への優遇利率の適用も実

施し、その範囲を拡大している。

平成22年度からは、従来の生鮮三品、公害防止に加え、省エネ設備の導入や建物の緑化工事など、さまざまなエコ対策のための資金について、低利な制度を利用できるよう対象を拡大している。

新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金」を令和2年3月18日から令和5年3月31日まで実施した。また、「借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）」を令和4年4

月1日から令和9年3月31日まで実施している。

さらに、都制度融資（経営セーフ）を利用した小規模企業者に対して、信用保証料の補助（限度額30万円）を行っている。

その他、平成15年度から商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資する経営改善資金融資（マル経融資）の利子支払額の30%を最長3年間補助する「経営改善資金融資利子補助制度」を実施している。

商工業融資あっせんおよび貸し付け状況

（令和7年度）

金融機関数	制度名	申し込み		貸し付け		貸付比率 (B/A)
		件数	(A)金額	件数	(B)金額	
68	件	件	千円	件	千円	%
	運転資金	248	4,113,900	219	3,469,300	84.3%
	設備資金	37	557,110	33	544,908	97.8%
	小規模企業資金	86	1,149,700	81	1,037,700	90.3%
	小口資金	471	3,891,406	387	2,754,496	70.8%
	年末特別資金	2	6,000	2	6,000	100.0%
	創造支援資金	59	581,650	49	395,100	67.9%
	店舗・工場等小規模再開発資金	0	0	0	0	-
	経営改善支援資金	206	2,659,390	193	2,331,390	87.7%
	事業承継資金	9	175,000	8	155,000	88.6%
	災害復旧資金	0	0	0	0	-
	団体資金	0	0	0	0	-
	小規模企業特例緊急運転資金	8	23,000	6	17,000	73.9%
	区融資一本化資金	4	59,300	4	61,100	103.0%
	借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）	7	43,866	6	35,057	79.9%
	小口借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）	7	37,881	8	39,883	105.3%
総計		1,144	13,298,203	996	10,846,934	81.6%

◎申し込みから貸し付けに至るまでの日数があるため、貸し付けには前年度申し込み分の一部が含まれている。

商工業融資制度一覧

制度名			限度額 差額	資金使途	区分	融資限度額	返済期間	融資 利率	利子補給利率 () 内は町会等加入事業者 への優遇利率	借受人負担利率	保証料補助			
継 続 支 援 資 金 融 資	運 転 資 金 融 資	一般運転資金融資	○	運転資金	一般	2,500万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)	年 2.0%	年 1.1% (年 1.2%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3			
		小規模企業資金融資	×		区民	2,700万円以内			年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額			
		設 備 資 金 融 資	一般設備資金融資		○	一般			2,600万円以内	年 1.1% (年 1.2%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3		
			生鮮三品融資			区民			3,000万円以内	年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額		
	公害対策融資	3,000万円以内												
	省エネ対策融資	一般	1,500万円以内											
	小規模企業資金融資	×	区民	2,000万円以内										
	小規模企業特例 緊急運転資金融資		×	運転資金	300万円以内		2年以内(据置 3カ月以内を含む)		年 1.95%	年 0.05%	全額			
	年末特別資金融資		×	運転資金	300万円以内		11カ月 (据置1カ月以内を含む)		年 1.5% (年 1.6%)	年 0.5% (年 0.4%)	全額			
	創 造 支 援 資 金 融 資	創造支援資金融資	×	運転資金 および 設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)		年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額			
店舗・工場等小規模 再開貸資金融資		×	設備資金	1億円以内		10年以内 (据置6カ月以内を 含む)	年 1.1%		年 0.9%	2 / 3				
応 援 資 金 融 資	経営改善支援資金融資		○	運転資金 および 設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)		年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	一般 区民	2 / 3 全額		
	事業承継資金		×	運転資金 および 設備資金	2,000万円以内		7年以内 (据置6カ月以内を 含む)		年 1.7%	年 0.3%	全額			
	借換資金 (新型コロナウイルス感 染症対策緊急特別資金) (令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで)		×	借換資金	申込時点における新型コ ロナウイルス感染症対策 緊急特別資金の残高		7年以内 (据置12カ月以内を 含む)		年 1.7%	年 0.3%	全額 (差額分補助)			
	災 害 復 旧 資 金 融 資	×	運転資金 および 設備資金	一般	1,000万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)	年 1.7% (年 1.8%)		年 0.3% (年 0.2%)	一般 区民	2 / 3 全額			
				区民	1,200万円以内									
	団 体 資 金 融 資	×	共同事業 資金 近代化 設備資金	法人	3,000万円以内	6年以内 (据置 6カ月以内を含む) 10年以内 (据置 6カ月以内を含む)	年 1.3%		年 0.7%	全額 (法人)				
				任意	5,000万円以内									
	区融資一本化資金融資	×	運転資金	2,500万円以内 (貸付残高+) 500万円以内)		7年以内 (据置6カ月以内を 含む)	年 1.1%		年 0.9%	なし				
小 口 資 金 融 資	運 転 資 金 融 資	一般運転資金融資	○	運転資金	一般	2,000万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)		年 2.0%	年 1.1% (年 1.2%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3		
		小規模企業資金融資	×		区民	2,000万円以内				年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額		
		設 備 資 金 融 資	一般設備資金融資		○	一般				2,000万円以内	9年以内 (据置6カ月以内を 含む)	年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	2 / 3
			生鮮三品融資			区民				2,000万円以内				
	公害対策融資	2,000万円以内												
	省エネ対策融資	一般	1,500万円以内											
	小規模企業資金融資	×	区民	2,000万円以内										
	経営改善支援資金融資		○	運転資金 および 設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内 (据置6カ月以内を 含む)			年 1.7% (年 1.8%)	年 0.3% (年 0.2%)	一般 区民	2 / 3 全額	
	事業承継資金		×	運転資金 および 設備資金	2,000万円以内		7年以内 (据置6カ月以内を 含む)			年 1.7%	年 0.3%	全額		
	借換資金 (新型コロナウイルス感 染症対策緊急特別資金) (令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで)		×	借換資金	申込時点における新型コ ロナウイルス感染症対策 緊急特別資金の残高		7年以内 (据置12カ月以内を 含む)			年 1.7%	年 0.3%	全額 (差額分補助)		

◎小口支援資金融資制度は、国の全国統一保証制度の適用を受けた制度である。

◎区民とは代表者が区民のことをいう。

指定金融機関名一覧

みずほ銀行	横浜銀行	朝日信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫
三菱UFJ銀行	北陸銀行	興産信用金庫	西武信用金庫	文化産業信用組合
三井住友銀行	東日本銀行	さわやか信用金庫	城南信用金庫	大東京信用組合
りそな銀行	千葉興業銀行	東京シティ信用金庫	昭和信用金庫	第一勧業信用組合
きらぼし銀行	商工組合中央金庫	芝信用金庫	東京信用金庫	中ノ郷信用組合

◎上記金融機関の区内全店舗が指定金融機関となっている。

産業会館

区内を中心とした企業の展示会、商談会および研修、また、区民のためのコミュニケーションセンターとして活用されている。

建物の概要

所在地 東日本橋2-22-4

☎ (3864) 4666

敷地面積 690.93㎡

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建て
(産業会館1～4階、東日本橋住宅5～8階)

延床面積 3,120.37㎡

産業会館 2,306.37㎡

東日本橋住宅 814.00㎡

利用方法

集会室は利用日の2カ月前の1日から、展示室は利用日の12カ月前の1日から申し込みを受け付ける。

連続利用 6日間まで

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

施設内容および使用料

(1) 展示室

室名	使用料(午前9時～午後5時)
2階展示室(423㎡)	42,000円
3階展示室(428㎡)	

◎展示室を午前7時～9時までおよび午後5時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない端数は、1時間とする)につき、1日の使用料の100分の13に相当する額になる。ただし、搬入などで利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない端数は、1時間とする)につき、1日の使用料の100分の7に相当する額になる。

(2) 集会室

室名	利用 区分	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
	定員	午前9時 正午	午後1時 午後5時	午後6時 午後9時	午前9時 午後9時
第1集会室(84㎡)	54人	円	円	円	円
第2集会室(66㎡)	42	2,300	3,000	3,800	8,200
第3集会室(42㎡)	24	1,900	2,500	3,100	6,800
第4集会室(54㎡)	30	1,100	1,500	1,900	4,100
和室(21畳)	35	1,600	2,100	2,600	5,700
		2,300	3,000	3,800	8,200

◎集会室を午後9時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、夜間の規定使用料の100分の20に相当する額になる。

附帯設備

種別	単位	使用料
展示台	1台	100円
商談机	1脚	100円
商談椅子	1脚	100円
16ミリ映写機	1式	3,800円
データプロジェクター	1式	2,000円
ビデオ装置	1式	2,000円

◎附帯設備の使用料は、1日を1回として計算し、集会室を午前のみ利用する場合などについても1回になる。

ハイテクセンター

区内の中小企業の情報化や人材育成、企業間交流などを促進する施設として活用されている。

所 在 地 八丁堀 3-17-9 京華スクエア内

☎ (3551) 3200

利用方法

研修室・展示場は利用日の12カ月前の1日から、会議室は利用日の6カ月前の1日から申し込みを受け付ける。

休 館 日 年末年始（12月29日～1月4日）

施設内容および使用料

(1) 研修室

室 名	利用時間帯	利用単位	使用料
研修室 (110㎡)	午前9時 ～ 午後10時	1時間単位	3,300円／1時間 料金内訳(1時間単位) 室料・パソコン使用料 (21台一括) 3,000円 インターネット使用料 300円

◎インターネットを利用しない場合の使用料は3,000円／1時間になる。

(2) 会議室

室 名	利用 区分 定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～ 正 午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
第1会議室 (40㎡)	人 27	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 3,200
第2会議室 (60㎡)	45	1,600	2,100	2,100	5,200

附帯設備

データプロジェクター 使用料	1回2,000円（1日を1回とする）
インターネット 使用料	1時間300円 (会議室にパソコンを持ち込んだ 場合のインターネット接続料)

◎データプロジェクターは、会議室の1利用区分のみの利用についても1日の利用とみなす。

◎展示場およびロビーは令和8年4月1日から当面の間、整備などを行うため利用を一時休止している。

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

所在地 銀座2-15-6 銀座ブロッサム1階

☎ (3546) 8610

ホームページアドレス

<https://www.chuo-tokyo.com>

公益財団法人中央区勤労者サービス公社は、昭和62年4月発足の中央区勤労者共済会を平成7年4月に発展的に解消し設立された財団法人中央区勤労者サービス公社が、国の公益法人制度改革のもと平成24年4月1日に公益財団法人に移行したものである。

区内の中小企業勤労者などを対象に総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的としている。

なお、平成15年3月28日に愛称名を「レッツ中央」とした。

会員数 (令和8年4月1日現在)

・事業所数 1,691事業所

・会員数 9,974人

入会資格

・区内の中小企業（従業員300人以下）に勤務する勤労者と事業主

・区内に居住し区外の中小企業（同上）に勤務する勤労者と事業主

会費など

入会金 200円、会費 月500円

主な事業

事業名	内 容
1. 生活安定事業	(1) 果物等産地直送の割引あっせん
	(2) クオ・図書・ジェフグルメ・ギフトカードなどの割引販売
	○ (3) 指定店（専門店・教室）物品購入などの割引
	□ (4) 生活設計相談会・生活設計セミナーの実施
2. 健康維持増進事業	○ (1) 人間ドックの割引・補助
	(2) 予防接種の費用補助
	○ (3) 温浴施設、スポーツ施設の割引・補助
	(4) メンタルヘルスカウンセリングの実施
	□ (5) 健康セミナー、健康予防講座の実施
3. 自己啓発事業	△ (1) 新規就職者講座、パソコン講座、話し方セミナー、簿記講座、料理教室など講座の実施
	△ (2) カルチャースクールなどの割引・補助
	(3) 資格試験受験料補助
4. 余暇活動事業	(1) 指定宿泊施設の割引・補助
	□ (2) 夏季宿泊施設借上
	○ (3) バスツアーの割引・補助
	(4) 観劇、コンサート、映画、スポーツ観戦、食事券など各種チケットの割引販売
	○ (5) 遊園施設、協定レジャー施設の割引・補助
	△ (6) バスツアー（助成）、東京湾サンセットクルーズ、ボウリング大会、ゴルフ大会などレクリエーション事業の実施
5. 給付事業	(1) 給付金（祝金、弔慰金、見舞金）の支給

◎その他1～4に関わるサービスとして、会員向けに民間福利厚生サービスを提供。

◎対象者 無印：会員、○：会員・登録会員、△：会員・登録会員・一般勤労者、□：会員・登録会員・一般勤労者・区民
 なお、「一般勤労者」は会員以外の区内中小企業勤労者および事業主などをいい、「登録会員」は割引利用者として登録した一般勤労者をいう。

◎表中「割引・補助」と記載されている場合の補助対象は会員のみ。

運営・機構

公社の業務執行の決定、理事の職務執行の監督をする理事会（理事長を含む17人）と、理事の職務執行の監査および監査報告を作成する監事（2人）が置かれている。また、理事・監事の選任、解任および公社の計算書類の承認などを決議する評議員会（19人）と評議員の選任、解任を行う評議員選定委員会（5人）が置かれている。

公社の職制は、次のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

理事長 宮入正英

副理事長 田中智彦・森山照明

常務理事 田中 武

事務局長 清水一実

観 光

中央区は、江戸開府以来、江戸城の城下町として発達した歴史と伝統を持ち、名所、史跡がいたるところに所在する。また、現在も各種の情報・文化・物流・アミューズメント・ショッピング・ファッション・グルメなどの中枢となっている。さらに、新幹線が集中し、首都東京の表玄関である東京駅八重洲口、成田国際空港や東京（羽田）国際空港との接続点となっている日本橋箱崎町の東京シティエアターミナルなど陸と空の玄関を抱え、外国からの観光客が訪れる物理的条件を備えている。

以下、本区内の各地域の地域特性、観光資源を紹介する。

地域特性・観光資源

京橋地域

▶京橋は、日本橋と同年の慶長8年（1603）に創橋されたといわれる。昭和38年（1963）から40年（1965）にかけて京橋川の埋め立てに伴って撤去されたが、現在中央通りの歩道に昔の石造親柱が3基残されている。京橋北詰西側には江戸下りの猿若勘三郎が近くの中橋に猿若座（のちの中村座）を開設したことを記念する江戸歌舞伎発祥の碑や大根河岸青物市場跡の碑がある。東側は江戸時代に、房総、常陸方面から1日50,000本の真竹を集めた竹河岸など水運を利用した河岸地が発達していた。

▶平成28年秋には、京橋二丁目の「京橋エドグラン」内に中央区の観光情報の拠点となる「中央区観光情報センター」がオープンし、国内外問わず来街者向けサービスを提供している。令和5年3月、東京駅八重洲中央口の目の前にはバスターミナルやホテルなど、多様な用途で構成された複合施設「東京ミッドタウン八重洲」がオープンした。隔年6月中旬には山王祭の本祭が、毎年10月下旬には日本橋・京橋まつり「大江戸活粋パレード」が開催され、全国から多くの観光客が訪れにぎわいと活気にあふれる。

▶銀座の名は、慶長17年（1612）駿府にあった銀貨鋳造所を江戸の新両替町に移設したことに由来し、後年銀座役所が日本橋蛸殻町へ移った後もその名称はここに残った。現在の銀座二丁目7に銀座役所跡の碑がある。明治5年、煉瓦街建設の際、銀座通りにわが国で初めて歩車道の区別がつけられ、街路樹が植えられるとともにガス街路灯も設置された。京橋橋畔に煉瓦銀座之碑と銀座のガス灯、新橋橋畔に銀座柳の碑がある。銀座には劇場なども多い。歌舞伎座は明治22年開場、福地源一郎の命名。その名の通り歌舞伎の殿堂として多くの名優が芸を競った。また、新橋演舞場は大正14年開場。新橋芸妓連の歌舞練場でもあり、付近には料亭も多い。ほかに、「GINZA SIX」地下3階には、総檜造りの能舞台を備えた「観世能楽堂」がある。現在の

銀座は、多くの百貨店や国内外の一流店が立ち並ぶ世界的なメインストリートであり、画廊・ギャラリーが多いことも特徴となっている。数寄屋橋交差点の「GinzaNovo」1階の銀座の観光案内所「G Info」では、地域の情報発信を行っている。また、銀座を囲む東京高速道路（KK線）が令和7年4月に廃止され、歩行者中心の空中回廊への再生事業が始まり、築地川アメニティ整備構想との連携による“みどりのプロムナード”構想が計画されている。銀座一から八丁目に銀座する十三の神社などに参拝祈願する銀座八丁神社めぐりは、路地の奥やデパートの屋上、企業ビルの一角などにあるため、ファッショナブルな銀座とはひと味違う空間を訪ね歩くことができる。

▶築地の地名は、旧日本橋橋町にあった本願寺が、明暦の大火（1657）により移転再建の際に、江戸湊を埋め立てて築いた土地であることに由来している。本願寺は、平成23年本堂および周囲の大谷石積塀が国の登録有形文化財に登録されたのを機に「築地本願寺」と改称され、平成26年に国の重要文化財に指定された。魚河岸として知られている旧東京都中央卸売市場築地市場は、関東大震災（大正12年）後、日本橋橋畔の旧魚河岸から移転した。水産物の他、青果物、鳥卵などの生鮮食料品全般を扱っており、東京都および近県の台所といわれた築地市場は、平成30年10月江東区豊洲に移転し閉場したが、旧市場に隣接した築地交差点付近には俗に場外市場と呼ばれる地区があり、平成24年夏には築地場外市場の総合案内所「ぶらっと築地」が、平成28年には小田原橋棟と海幸橋棟の2棟からなる「築地魚河岸」がオープンし現在も賑わいを見せている。築地市場跡地は、令和20年度の全面開業を目指し、5万人収容の多目的スタジアムや国際会議を想定したホール、食文化の発信施設の他、憩いの場となる水辺空間、陸海空の広域結節拠点などが整備される予定である。近くにある波除稲荷神社は、万治年間（1658～1660）当時の埋め立てをなす際、波浪が堤防を破壊し、工事の進捗を遅らせたが、海中から拾い上げた神体を祭祀し、祈願したところ波浪が静まったことに始まると伝えられる。毎年6月につきじ獅子祭が開催され、本祭りでは宮神輿と大獅子が築地を巡行する。

▶浜離宮恩賜庭園は、江戸時代、将軍鷹狩りの地であり、明治以降は皇室の宴遊地として多くの外国貴賓が招かれた。戦後東京都に移管され特別名勝および特別史跡となった。

▶明石町一帯は、神奈川条約締結（1854）の後、江戸居住を希望する外国人が多かったため、明治初年から32年まで築地外国人居留地とし交易を自由にした。以来この付近は洋風文化輸入の拠点となり、アメリカ公使館跡、電信創業の地、指紋研究発祥の地、慶應義塾発祥の地、蘭学事始の

地、聖路加国際病院など、文明開化の史跡が至るところにある。鐵砲洲稲荷神社は、江戸時代は稲荷橋近くの河岸地にあり、諸国の廻船が出入りする湊にあったことから、「みなといなり」ともいわれる。明治元年に築地外国人居留地が開設された関係で、現在地に移転した。

▶新川という地名は万治2年（1659）河村瑞賢が新しく開いた掘割の名に由来する。明暦の大火で木曾の木材を買い占めて巨利を得、霊岸島一円（現在の新川一丁目）に屋敷があったといわれ、河村瑞賢屋敷跡がある。江戸時代から海運業にゆかりの深い土地で、明治維新の後、国際的視野の中で立ち遅れの目立った海運界を充実させるため、大久保利通の意見書により、新川一丁目30番付近に東京海洋大学の遠い前身にあたる「三菱商船学校」が開設された他、船員教育発祥の地の碑がある。

▶八丁堀の地名は、寛永年間、通船の便を図った堀の長さが八丁余（約900m）あったことによる。江戸の町奉行所勤務の与力・同心の居住区となっていた。現在は、商工業と住宅の入り混じった地域となっている。

▶新川一丁目と江東区佐賀・永代二丁目に架かる永代橋は、事故や災害で何度となく架け替えが行われ、大正15年（1926）に重厚でたくましい外観の橋に架け替えが行われた。「新たな鋼材を使うことで最大支間を実現した鋼アーチ橋」などの評価により平成19年（2004）6月、国の重要文化財に指定された。また、永代橋とは対照的に、流れるような優美なデザインとして評価される橋が清洲橋（日本橋中洲～江東区清澄一丁目）である。「当時の最先端技術による昭和初期を代表する吊橋」などの評価を受け平成19年（2007）6月、国の重要文化財に指定された。

日本橋地域

▶日本橋は慶長8年（1603）初架。翌年「五街道の制」が確立されてからは、日本の中心・江戸繁栄の象徴となって今日に至っている。今のルネサンス式石橋は、長さ約49m幅約27mで、欄干の麒麟は東京の繁栄を、獅子は東京の守護を表現している。明治44年完成。8個の灯柱は青銅で、当時の東京美術学校の制作。橋名は徳川慶喜の筆である。また、平成11年5月には、使用されている道路橋として、初めて国の重要文化財に指定された。橋の中心部には、日本国道路元標が埋め込まれている。旧東京市道路元標は、昭和46年3月に橋の北詰西側に移され、記念として残されている。毎年4月には春の名橋「日本橋」まつり、7月には橋洗いが実施されている。橋畔に乙姫の記念碑がある。南詰東側の「滝の広場」には、日本橋船着場が整備され舟運観光の拠点となっている。平成29年には日本橋観光案内所がオープンした。

▶日本橋および日本橋室町一帯は、江戸の商業発祥地として早くから商店街を形成した地域であり、本区の陸の玄関東京駅にも近く、今なお三越日本橋本店、日本橋高島屋の

百貨店をはじめ、老舗やわが国の産業を代表する各方面の企業が軒を並べている。東京メトロ三越前駅の地下コンコースにある「熙代勝覧」は、文化2年（1805）頃の日本橋から今川橋までの大通り（現在の中央通り）を東側から俯瞰し、江戸時代の町人文化を克明に描いた絵巻物で、日本橋の歴史や文化を後世に伝える貴重な作品である。

▶外壁を囲む円柱など優れたデザインが光る三井本館の近く日本銀行（日本橋本石町二丁目1番1号）のあるところは、江戸時代、金座のあったところである。日本銀行前の外堀にかかる旧常盤橋は、開府当時の江戸城正門跡で、明治10年、西洋式石橋の始まりとなった。常盤橋は東日本大震災によって損傷し修復中だったが、令和3年、創建時の姿に復元された。堀向こうの石垣は慶長年間（1596～1614）の原型を今に伝え、その一角にこの保存に努力した渋沢栄一の銅像、すぐ近くの一石橋橋畔には、迷子知らせ石標がある。現在、2040年度の名橋「日本橋」上空の高架橋の撤去完了に向け工事が進んでおり、周辺の再開発と一帯となった水辺空間創出など大きな変化が見られる地域である。

▶兜町・茅場町周辺は、東京証券取引所を中心として証券会社が集集中し、日本のウォール街ともいわれ、わが国の産業のバロメーターとなっている。東京証券取引所（日本橋兜町二番1号）は明治11年東京株式取引所として創立、昭和42年社団法人として改組、さらに、平成13年株式会社として改組、現在に至っている。また、平成11年に株券売買立会場は閉場、跡地は現在、「東証 Arrows」としてオープンし、新たな東京市場のシンボルとなっている。さらに、日本橋茅場町一丁目には、日枝神社日本橋摂社や俳人宝井其角の住居跡がある。

▶小伝馬町はかつて、江戸時代は伝馬町牢屋敷の所在地として知られた。吉田松陰や平賀源内らが万斛の涙をのんだおれた地でもあるが、現在は明るい十思公園となっている。公園内にある銅鐘は、かつては本石町にあり、「石町の鐘」として江戸市民に親しまれた時報鐘である。

▶寶田恵比寿神社・梶森神社一帯では、毎年10月19日、20日にべったら市が開催される。

▶馬喰町・横山町は、日光や奥州方面に向かう日光街道とも重複していた本町通り、が将軍が日光参詣の際に用いる「御成道（おなりみち）」であり、江戸のメインストリートであったため、繊維問屋をはじめ、身辺雑貨、文房具、かばん、袋物の問屋が軒を連ねる特色ある街である。江戸開府以来続いている問屋街のルーツであり、問屋街としては全国一の規模を誇る。また、通油町界隈は、有名版元が軒を連ねる江戸随一の出版業界の中心地でもあった。

▶薬研堀不動院がある東日本橋一帯では、12月26日から3日間、正月用品を売る「歳の市」が立ち江戸の情緒を伝えている。

▶人形町の地名は比較的新しいが、「切られ与三」の芝居で有名な玄治店跡があり、今も下町情緒があふれた活気ある商店街となっている。毎年8月上旬に、せともの市、11月には人形町まつりが開かれる。

近くの水天宮（日本橋蛸殻町二丁目4番1号）は文政元年（1818）三田の有馬邸に当時の藩主有馬頼徳が、領地久留米より水天宮の分社を建てたのが始まりで、明治5年現在の地に遷社した。安産と水難、水商売などに御利益があるという。

▶また、箱崎町には新東京国際空港との接続点である東京シティアターミナルがある。

▶浜町は開府当時、文字通りの海浜であったが幕末は武家地となった。隅田川河畔の浜町公園は、旧熊本細川藩の庭園で清正公寺もその一隅にある。毎年8月に大江戸まつり盆踊り大会が開催される。

明治座（日本橋浜町二丁目31番1号）は、場所が何度か移り、名称も喜昇座、久松座などと変わったが、電灯を最初に使用した劇場として明治26年ここに開場した。黙阿弥の名作を多く初演した。明治座前の通りは金座通りと呼ばれ、昔の金座（今の日本銀行のところ）に運搬する材料を浜町河岸から陸揚げして運んだ道である。

▶このエリアは、日本橋地域に鎮座する七福神（8神社）を参拝しながら、下町風情を味わう日本橋七福神めぐりが楽しめる。七福神への信仰は、室町時代からはじまったといわれ、現在も盛んに行われている。七福神めぐりの途中にある人形町通りや甘酒横丁には、江戸下町の伝統を受け継ぐ老舗が立ち並ぶ。

隔年で5月に徳川将軍が上覧し天下祭と呼ばれた神田祭が盛大に開催される。

月島地域

▶日清戦争の勃発（明治27年）により、新興の町月島は、造船業、鉄工業を中心に大いに活気づいた。明治29年に開始された「月島の渡」は徹夜で渡船を行うほどだったという。明治38年旅順陥落に際し「かちどきの渡」が始められた。月島の一層の発展により勝岡橋が架けられた（昭和8年着工、15年竣工）。全長246m、中央部約80mが約70秒で上方70度に跳ね上がるシカゴ型可動橋であるが、橋上交通量の増加および隅田川を大型船舶が通行しなくなったため、昭和45年以来開閉していない。現在の月島は、再開発により高層化され、もんじゃストリートの名で親しまれる月島西仲通り商店街は、月島名物となっているもんじゃ焼店などでにぎわっている。

▶佃島は、正保のころ（1644～47）摂津国佃村の漁民が移住以来、将軍へ日々の鮮魚などを献じた。特に白魚は将軍の食膳に不可欠なものだったといい、今も佃の漁業協同組合には葵の紋入りの白魚献上箱を伝えている。昭和41年まで白魚まつりが行われていた。佃煮も有名で、今も海の香

りがあふれる場所である。佃島の盆踊りは、延宝8年（1680）日本橋橋町から築地に本願寺が移った時、佃島の漁民が祖先の霊を祀るために網干場で踊った念仏踊りにはじまる全国でも珍しいものである。住吉神社は正保のころ、大阪の住吉神社の分霊を移したもので、佃から月島一帯の氏神となっている。江戸時代は廻船問屋筋の信仰を受けた。今なお多くの古文書を伝えている。今の建物は明治3年に完成したもの。3年に1度、8月上旬に4日間行われる大祭には、江戸三大ばやし（葛西ばやし、神田ばやし、佃ばやし）の一つである佃ばやしにはやされながら、約三百貫の八角みこしが繰り出し、五反のぼりや獅子がしらのもみ合いに全島沸きかえる。佃島の盆踊とともに郷土の誇りとなっている。かつて人足寄場が置かれ石川島と呼ばれていた一帯には、現在リバーシティ21という隅田川河口のウォーターフロントを象徴する高層住宅群と、石川島灯台のモニュメントを中心とした都心の憩いの場として佃公園がある。

▶佃大橋は、昭和39年架橋。長さ220m、幅25m、高さ8.35m。佃大橋架橋までは「佃の渡し」が運行されていた。正保のころの手漕渡船にはじまり、民営から東京市営、中央区営と移った。約200mの渡河に約3分を要し、28人の係員が交代で朝6時から夜10時まで平均15分おきに1日65往復し、1日1万人前後の利用者があったが、昭和39年夏、佃大橋架橋とともにその懐かしい姿を消した。中央大橋は、平成5年架橋。橋の中央にはパリ市から贈られた、帆船を抱いた女神のブロンズ像「メッセンジャー（フランス人彫刻家ザッキン作）」が飾られている。

▶晴海・勝どきは、銀座から車で5分の至近距離にあり、晴海一丁目の再開発で誕生した「晴海アイランド トリトンスクエア」はオフィスや个性的な店舗が揃うタウンスポットとして定着している。晴海埠頭の客船ターミナルは、内外の豪華客船が寄港し、陸の玄関東京駅に対し、海の玄関となっていた。令和4年2月20日に閉鎖したが、令和7年6月にリニューアルし、東京国際クルーズと晴海客船ターミナルの2拠点で再開した。

▶また、東京2020大会の選手村として使用されたエリアは、令和4年10月にカフェなどを併設した晴海ふ頭公園や晴海緑道公園が開園し、大会レガシーの銘板が設置されている。さらに、晴海区民センターでは、ビレッジプラザの木材が再利用され、休戦ムラールが展示されている。晴海地域交流センター「はるみらい」では、選手のサイン入り“折り鶴プロジェクト”のオブジェが展示されている。他にも、晴海五丁目ターミナル（通称：マルチモビリティステーション）や、船着場が整備され、交通の利便性が向上した。

中央区「おはこ十八景」・「夜景八選」

平成19年3月「中央区制60周年」に当たり、中央区観光協会が昭和57年に選定した中央区八景に、投票を参考に選定した新たな中央区十景を加え、十八景とした。

名称も新たに、江戸歌舞伎発祥の地である本区の特徴を生かし、歌舞伎十八番の“十八番”にちなみ中央区「おはこ十八景」とし、併せて夜景を楽しむことができるスポット中央区「夜景八選」も同時に選定した。

中央区「おはこ十八景」

1. 隅田川8橋
2. 築地本願寺
3. 日本銀行本館
4. 聖路加国際病院聖ルカ礼拝堂とトイスラー記念館
5. 日本橋・京橋・銀座中央通り
6. 佃島トリバーシティ21
7. 三井本館と三越日本橋本店
8. 人形町通りと甘酒横丁
9. 日本橋七福神
10. 中央区の祭
11. 安産の水天宮
12. お江戸日本橋
13. 銀座
14. 浜離宮庭園
15. 朝の築地市場（平成30年閉場）
16. 歌舞伎座
17. べったら市
18. 東京港晴海埠頭

中央区「夜景八選」

1. 東京湾大華火祭（中央区制施行80周年記念・港区政80周年記念で開催）
2. 勝鬨橋
3. 和光（セイコーハウス銀座）
4. 東京湾の夜景
5. 隅田川テラスと屋形船
6. 晴海アイランド トリトンスクエア
7. 永代橋
8. 中央区の盆踊り

